

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-バ1	分類	バス	担当課	運輸サービス課		戦略	安全・安心の推進		年度	R7								
取組	安全運行の確保				個別取組	安全運行確保のための研修・訓練の実施													
概要	安全運行に必要な知識、技術の習得や、危険感受性を高めるための訓練や研修等を実施するとともに、災害等の異常時に備えた訓練を定期的に実施し、お客さまの安全の確保と職員の異常時対応能力向上に努めます。																		
年次計画	R3	R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
予定	安全運行に関する取組																		
	・研修実施					・令和7年度以降の研修企画		スキルアップ研修											
	・令和4年度以降の研修企画		事故削減プロジェクト研修実施					・令和8年度以降の研修企画											
これまでの取組み状況	主な取組として、全乗務員を対象に、3年間かけて事故削減プロジェクト研修（※1）を実施した。																		
	・事故削減プロジェクト研修（令和元～3年度） ・事故削減プロジェクト研修（令和4～6年度） ・スキルアップ研修に事故防止に向けた内容を盛り込み実施（令和7年度～） ・乗務経験年数に応じた研修																		

【年度計画及び実績】

課題	・事故削減に向け、より効果的な取組みを継続的に進めていく必要がある。								
実施内容	・事故惹起者が多い傾向にある経験の浅い乗務員及びベテラン乗務員に向けた研修を重点的に実施しながら、全乗務員にとって必要な知識・情報はタイムリーに学ぶことができる機会を設ける。 ・委託事業所における安全運行のための取組み状況についても随時確認し、市バス全体としてお客さまの安全を確保する。				数値目標	・スキルアップ研修（※2）年3回実施 ・新規採用乗務員研修 年3回実施 ・乗務経験1年次研修 年1回実施 ・乗務経験3年次研修 年1回実施 ・乗務経験5年次研修 年1回実施 ・ベテラン乗務員研修（※3） 年1回実施 ・BTOC研修 運行前実施（※4） ・委託事業所に対する月次点検（※			
	予定					実績			
上期	【乗務員研修】 ・スキルアップ研修（2回） ・新規採用乗務員研修 ・乗務経験1年次研修 ・乗務経験3年次研修（外部専門機関に派遣） ・ベテラン乗務員研修（55歳・外部専門機関に派遣） ・BTOC研修（61～65歳・BTOCを使用） 【事故防止にむけた取組み】 ・令和7年度の研修内容の企画 ・有責事故の傾向をグラフ化し営業所へ発出（委託含む） ・事故惹起者等を外部専門機関に派遣 ・安全だよりの発出（委託含む） ・「車内事故防止に向けた取り組み」ポスター、OBCビジョン、X、ホームページで周知（7月）（委託含む） ・委託事業所との事故防止に向けた意見交換会					【スキルアップ研修会】 ①川内営業所 1回目：5月26日～7月13日 受講者127名 2回目：9月24日～実施中 ②長町営業所 1回目：5月26日～8月3日 受講者126名 2回目：9月8日～実施中 ③実況営業所 1回目：6月6日～8月5日 受講者133名 2回目：9月29日～実施中 【新規採用乗務員研修】 ・計3回 受講者22名 【1年次研修】計4回実施 受講者32名 【3年次研修】受講者15名 【5年次研修】計3回実施 受講者16名 【BTOC研修】 受講者90名 【事故防止にむけた取組み】 ・令和7年度の研修内容の企画 ・事故惹起者等を外部専門機関に12名派遣 ・安全だよりの発出 11回 ・「車内事故防止に向けた取り組み」ポスター、OBCビジョン、X、ホームページで周知（7月） ・自転車通行人との事故防止に係る重点取組み（4月・9月） ・委託事業所との事故防止に向けた意見交換会（4月・9月）			
下期	【乗務員研修】 ・スキルアップ研修（1回） ・新規採用乗務員研修 ・乗務経験3年次研修（外部専門機関に派遣） ・乗務経験5年次研修 ・ベテラン乗務員研修（55歳・外部専門機関に派遣） ・BTOC研修（61～65歳・BTOCを使用） 【事故防止にむけた取組み】 ・令和8年度の研修内容の企画 ・有責事故の傾向をグラフ化し営業所へ発出（委託含む） ・事故惹起者等を外部専門機関に派遣 ・安全だよりの発出（委託含む） ・委託事業所との事故防止に向けた意見交換会					【スキルアップ研修会】 ①川内営業所 2回目：9月24日～10月30日 受講者128名 3回目：11月22日～2月8日 受講者128名 ②長町営業所 2回目：9月8日～9月30日 受講者130名 3回目：11月17日～12月18日 受講者127名 ③実況営業所 2回目：9月29日～12月3日 受講者143名 3回目：1月19日～3月19日 受講者140名 【新規採用乗務員研修】2回 受講者20名 【1年次研修】1回実施 受講者8名 【3年次研修】3回実施 受講者8名 【5年次研修】上期完了 【ベテラン乗務員研修】2回実施 受講者4名 【BTOC研修】 受講者80名 【事故防止にむけた取組み】 ・令和8年度の研修内容の企画 ・有責事故の傾向をグラフ化し営業所へ発出（委託含む） ・事故惹起者等を外部専門機関に10名派遣 ・安全だよりの発出 9回 ・委託事業所との事故防止に向けた意見交換会 10回			
定期的な取組み									

【令和7年度評価】

評価	○	進捗状況・評価の説明	・計画に基づき、乗務経験年数に応じた研修および課題に対応した研修を実施することはできたが、結果として事故の削減目標としていた件数を達成することはできなかった。 ・研修会のアンケートでは「研修を受講したことで自分を見つめ直すことができた」「感謝の気持ちと初心を忘れず、常に安全、安心を提供できる運転士として努力していきたい」など、肯定的な回答が多かった。	数値目標の達成状況	・予定していた各種研修等については目標とした回数を実施することができた。
次年度に向けて	・事故の原因分析を基に全乗務員にとって必要な知識・情報はタイムリーに学ぶことができる機会を設けていく。				

【備考】

※1「事故削減プロジェクト研修」とは、ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニングなど事故削減を目的に実施する研修のことです。 ※2「スキルアップ研修」とは、安全運行に必要な技能と知識をバス運転士に習得させることを目的に国土交通省の指針に基づいて行う内容に加え事故削減や接客サービス向上を目指して実施する研修のことです。 ※3「ベテラン乗務員研修」とは、55歳の職員を対象に加齢に伴う身体能力の低下等が運転に及ぼす影響を認識させる研修のことです。 ※4「BTOC研修」とは、61～65歳以上の職員を対象にBTOC（専門的知見から開発されたアプリ）を使用し、運転技能、認知力、抑制能力、活力気分の向上を目的とし、実施する研修のことです。 ※5「月次点検」とは本市バス事業の管理を受託いただいている事業所と密接に協力し、輸送の安全性向上のための業務調査を実施する				
--	--	--	--	--

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-バ2	分類	バス	担当課	運輸サービス課	戦略	安全・安心の推進	年度	R7	
取組	安全運行の確保				個別取組	運転技術の向上				
概要	お客さまに安心で安全かつ快適な輸送を提供し、交通局への信頼を確保・向上するため、バス運転士の運転技術の向上を図ります。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	スキルアップ研修等の実施									
これまでの取組み状況	【スキルアップ研修】 ・各営業所において全乗務員を対象に年に3回、国交省告示1676号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく11項目等について安全運行に必要な技能と知識を乗務員に習得させることを目的に研修を実施。 【運転技術コンテスト（※1）】 ・運転技術及び接客接遇の向上を目的として、委託事業所も参加し、年に1回コンテストを実施。									

【年度計画及び実績】

課題	これまで実施してきた「事故削減プロジェクト研修」を「スキルアップ研修」に組み入れるため、効率的かつ効果的な研修内容とするため検討の必要がある。 運転技術コンテストについて、実施目的を踏まえたより効果的な内容を検討する必要がある。				
実施内容	【スキルアップ研修】 ・国交省告示1676号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき11項目及び、時節・現状（事故・苦情・その他の各種動向等）を踏まえ事故削減やCSをテーマとした内容等を追加実施する。 【運転技術コンテスト】 ・各営業所から代表者を選出し、教習コースを活用した実践的なコンテストを行い、乗務員の運転技術向上と接客接遇の向上を図る。		数値目標	・スキルアップ研修 年3回実施 ・運転技術コンテスト 年1回実施	
	予定		実績		
上期	・スキルアップ研修（2回） ・7～9月 運転技術コンテスト（委託事業所含む）内容等検討、準備		【スキルアップ研修会】 ①川内営業所 1回目：5月26日～7月13日 受講者127名 2回目：9月24日～実施中 ②長町営業所 1回目：5月26日～8月3日 受講者126名 2回目：9月8日～実施中 ③実沢営業所 1回目：6月6日～8月5日 受講者133名 2回目：9月29日～実施中 【運転技術コンテスト】 ・7月～ 運転技術コンテスト（委託事業所含む）内容等検討。 開催日、開催場所を決定する。		
下期	・スキルアップ研修（1回） ・10～11月運転技術コンテスト開催（委託事業所含む）		【スキルアップ研修会】 ①川内営業所 2回目：9月24日～10月30日 受講者128名 3回目：11月22日～2月8日 受講者128名 ②長町営業所 2回目：9月8日～9月30日 受講者130名 3回目：11月17日～12月18日 受講者127名 ③実沢営業所 2回目：9月29日～12月3日 受講者143名 3回目：1月19日～3月19日 受講者140名 【運転技術コンテスト】 ・11月13日 直営9名、委託4名、計13名		
定期的な取組み	・各営業所においてヒヤリハット映像を上映				

【令和7年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	【スキルアップ研修会】 - スキルアップ研修を年間3回、計4時間で行った。 - 病気療養中などの理由により一部、未受講者がいるが、予定通り実施した。 【運転技術コンテスト】 - 令和5年度より、競技参加者を乗務経験5年未満と限定し、直営、委託事業所が一丸となって互いに切磋琢磨して競技を行うことができた。	数値目標の達成状況	- スキルアップ研修 営業所ごとに各3回実施 - 運転コンテスト1回実施 - 数値目標は達成した
次年度に向けて	【スキルアップ研修会】 - タイムリーな課題も研修に盛り込むとともに、新人乗務員にもより一層理解しやすい内容にするための工夫が必要である。 【運転技術コンテスト】 - 次年度の開催に向け、コンテストコース確保が課題となる。 - より実践的な競技ができるよう関係機関へ依頼し、競技を通じてプロドライバーとして基本運転の重要性を認識するとともに、運転技術と安全意識の更なる向上を目指す。				

【備考】

※1「運転技術コンテスト」とは、各営業所の代表者が模擬コースに設定された課題を制限時間内にクリアする競技やバスの運行における基本動作や手順等を採点し競い合う競技会のことです。	
--	--

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-バ3	分類	バス	担当課	運輸サービス課	戦略	安全・安心の推進	年度	R7	
取組	安全運行の確保				個別取組	職員の健康管理の推進				
概要	バス運転士の健康状況を把握し、対面での指導等を行うことで、健康に起因する重大な事故を未然に防ぎます。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	健康状態の把握徹底									
これまでの取組み状況	【運行管理業務点検（※1）の実施】 ・年6回運輸サービス課職員が各営業所の点呼状況を確認し、指導・助言を行う。 【定期健康診断の実施】 ・健康診断の結果を受けて営業所長等により個別面談を行い早期改善に努める。 ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）に係る簡易検査を定期的に実施する。また、その結果に基づく面談を実施。									

【年度計画及び実績】

課題	定期健康診断の他に、SAS検査や日々の点呼等を総合的に判断して健康状態を把握する必要がある。										
実施内容	・運行管理業務点検の際に、対面点呼によりバス運転士の健康管理を確認するとともに、各営業所の点呼状況を確認し、指導・助言を行う。 ・定期健康診断を実施する。 ・健康診断の結果を受けて営業所長等により個別面談を行い早期改善に努める。 ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）に係る簡易検査を定期的に実施する。また、その結果に基づく面談を実施する。					数値目標	・運行管理業務点検の実施（年末まで6回） ・定期健康診断の実施（年1～2回） ・営業所長による個別面談（年3回） ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）面談（毎月） ・看護師による営業所での血圧測定及び健康相談の実施（月4回）				
	予定					実績					
上期	・運行管理業務点検4月、5月、7月、9月 ・深夜勤務従事者健康診断 4月 ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）罹患者との面談（毎月） ・営業所長による個別面談 6月					【運行管理業務点検】 4月17日 5月22日 7月23日 9月18日 計4回実施 【深夜勤務従事者健康診断】 川内（営）：4月15日 長町（営）：4月23日 実沢（営）：4月18日実施 【睡眠時無呼吸症候群（SAS）】罹患者との面談（毎月）】 川内 4月17人 5月17人 6月17人 7月20人 8月19人 長町 4月17人 5月17人 6月17人 7月17人 8月17人 実沢 4月19人 5月18人 6月18人 7月18人 8月18人 【営業所長による個別面談】 川内 ①5/8～6/10 127名 長町 ①6/2～6/23 127名 実沢 ①6/5～8/4 132名 ※さらに再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図った。					
下期	・運行管理業務点検11月、12月 ・定期健康診断 9月～10月 ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）罹患者との面談（毎月） ・営業所長による個別面談 11月、1月					【運行管理業務点検】 11月20日 12月11日 計2回実施 【定期健康診断】 川内10月2日 長町10月7日 実沢10月8日実施 【睡眠時無呼吸症候群（SAS）罹患者との面談（毎月）】 川内 10月20名 11月20名 12月19名 1月20名 2月20名 3月19名 長町 10月17名 11月17名 12月17名 1月17名 2月17名 3月17名 実沢 10月18名 11月18名 12月19名 1月19名 2月19名 3月19名 【営業所長による個別面談】 川内 ②11/26～12/22 130人 ③3/1～3/26 124人 長町 ②11/28～12/24 132人 ③3/3～3/23 130人 実沢 ②11/25～ 1/28 140人 ③3/4～3/18 137人					
定期的な取組み	・6時～7時出勤・出庫点呼等確認。（運行管理業務点検） ・月4回、看護師が営業所を訪問し血圧測定や健康相談の実施。					・6時～7時出勤・出庫点呼等確認。（運行管理業務点検） ・月4回、看護師が営業所を訪問し血圧測定や健康相談の実施。					

【令和7年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	日々の各点呼時や営業所長による個別面談をはじめ様々な取り組みにより、職員の健康管理の把握に努めた。 【運行管理業務点検】 ・直営営業所において、運輸サービス課職員による点呼状況の確認及び助言、指導を目的とし、運行管理業務点検を計6回実施した。	数値目標の達成状況	・運行管理業務点検の実施（年末まで6回） ・深夜勤務従事者健康診断（年1回） ・定期健康診断の実施（年1回） ・営業所長による個別面談（年3回） ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）面談（毎月） ・看護師による血圧測定や健康相談（月4回）
次年度に向けて	・輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の順守のため、引き続き点呼状況を把握する必要がある。 ・定期健康診断結果の他に各種検診結果、SAS検査結果等を総合的に判断して健康状態を把握する必要がある。				

【備考】

※1「運行管理業務点検」とは、各営業所において運行管理業務が適正に行われているか自動車部長以下運輸サービス課職員が確認するものです。	
--	--

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-バ4	分類	バス	担当課	経営企画課、運輸サービス課	戦略	安全・安心の推進	年度	R7	
取組	安全運行の確保				個別取組	マナー啓発や安全意識の醸成				
概要	席の譲り合いやリュックサックを前に抱えて乗車する等、各種マナー（※1）啓発活動を行い快適な空間を作るとともに、事故の未然防止を図ります。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	各種マナー啓発活動の実施									
これまでの取組み状況	仙台駅西口バスターミナルにおいて、高齢者や身体の不自由な方への席の譲り合い、リュックサックを前に抱えて乗車することなどの呼びかけをバス利用者に対して実施するほか、バス車内でのマナーアップ向上の啓発活動を実施している。 【マナーアップ強化日】 ・毎月1日、15日に仙台駅西口バスターミナル及び指定場所（※2）において、乗車マナーの呼びかけ及び運転マナーの啓発を実施。 【マナー啓発】 ・みやぎ高校生マナーアップキャンペーンとして、春と秋（4月・10月）に仙台駅西口バスターミナル構内にてマナー啓発の放送を行う。 ・Xにおいて「高校生マナーアップ運動」について投稿し、バス乗車時等のマナー向上の啓発活動を実施。 ・中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発（◆1-1-地4に関連記載あり） ・駅務サービス課他、各課と所轄警察署と合同で実施された性犯罪被害防止キャンペーンへ参加し性犯罪被害防止の啓発活動を実施。									

【年度計画及び実績】

課題	バス利用者の各種マナーについて、更なる浸透を図っていく必要がある。								
実施内容	・仙台駅西口バスターミナルでマナー啓発の放送を行うとともに、ポスター等による呼び掛けを実施する。 ・毎月1日、15日を「マナーアップ強化日」と位置づけ、仙台駅西口バスターミナル及び指定場所（※2）において、乗車マナーの呼びかけ及び運転マナーの啓発を実施する。				数値目標	・マナー啓発の放送とポスターによる呼び掛けを春期、秋期に各1回実施。 ・マナーアップ活動を毎月2回実施。			
	予定					実績			
上期	・4月 放送とポスター等による呼び掛け及びツイート					【マナー啓発】 ・毎月1日と15日に「指定場所」（※2）において、乗車マナー向上の啓発活動及び運転マナーの啓発を実施 【高校生マナーアップに係る重点取組】 ・高校生の更なる利用マナー等の向上を図る目的により実施 5/1、5/15実施（仙台駅前西口ターミナル・二日町北四番丁・北仙台駅）			
下期	・10月 放送とポスター等による呼び掛け及びツイート ・2月～4月 中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発（◆1-1-地4に関連記載あり）					【放送とポスター等による呼び掛け】 ・西口バスターミナルにおいてマナー啓発の放送10月1日～10日までの土日を除く8日間、朝・夕1日2回実施 ・1月31日～翌年度4月7日、中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発を実施した。（◆1-1-4（地下鉄）に関連記載あり） ・全車両を対象に、車内の広告媒体（運転席後部電照）の空き枠を活用し、停車後に立ち上がる旨のマナー啓発ポスターを掲出。			
定期的な取組み	・毎月1日、15日を「マナーアップ強化日」として仙台駅西口バスターミナル及び指定場所において、乗車マナー向上の啓発活動と乗務員の安全意識の醸成を図る。					・毎月1日、15日を「マナーアップ強化日」として仙台駅西口バスターミナル及び指定場所において、乗車マナー向上の啓発活動と乗務員の安全意識の醸成を図る。			

【令和7年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	乗務員への月2回の運転マナー向上の啓発活動を実施したほか、X（旧Twitter）を利用し、お客さまに対しての乗車マナー向上の周知を図った。 【マナーアップ強化日】 ・街頭指導調査として、「指定交差点」及び「指定バス停」にて運転状況の調査を毎月1日と15日に実施し、その結果を踏まえ必要に応じて乗務員への助言等を行い、事故の未然防止に努めた。 【タイアップ等によるマナー啓発】 ・春、秋、2回実施。 【高校生マナーアップに係る重点取組】 乗車したお客様から高校生のバス利用に際して、様々なご意見をいただいているため、乗車マナーについて呼びかけを行うことができた。	数値目標の達成状況	【放送とポスター等による呼び掛け】 ・春期、秋期に各1回実施 【マナーアップ強化日】 ・毎月2回（マナーアップ活動） 【高校生マナーアップに係る重点取組】 ・2回実施
次年度に向けて	【放送とポスター等による呼び掛け】【高校生マナーアップに係る重点取組】 ・バス利用者への乗車マナーの浸透及び定着には時間を要するため、定期的な乗車マナー向上の啓発活動を実施していく必要がある。 【マナーアップ強化日】 交差点付近及びバス停付近での有責事故が多く発生していることに伴い、当該場所を中心に運転状況の調査を実施して行く必要がある。				

【備考】

※1 ご利用時のマナーについては、下記リンクよりご確認ください。 仙台市交通局ウェブサイト「安全・安心への取組み ご利用時のお願い」	
※2「指定場所」とは、事故発生のリスクが高く苦情が多く寄せられる交差点、バス停、踏切のことで、二日町北四番丁交差点やJR北仙台駅入り口交差点や仙台駅前60番バス停、中江踏切他18ヶ所を設定しています。	

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-バ5	分類	バス	担当課	整備課	戦略	安全・安心の推進		年度	R7
取組	安全運行の確保			個別取組	安全運行にかかる装置等の設置・更新					
概要	市バスにおいて、歩行者や自転車等との接触を防止するため、「音声」と「チャイム」により車両の接近を周囲に知らせることができる安全確認放送装置を順次設置（※1）するなど、安全性向上を図ります。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	安全確認放送装置の設置									
これまでの取組み状況	【令和3年度】 ・新車の購入に併せて、25両に取付実施。 【令和4年度】 ・新車の購入に併せて22両に取付実施。 ・購入した4両の中古車両に安全確認放送装置が設置してあったため整備して活用する。 【令和5年度】 ・新車の購入に併せて28両に取付実施。 【令和6年度】 ・新車の購入に併せて15両に取付実施。 【令和7年度】 ・新車購入の凍結により、新規取付無し									

【年度計画及び実績】

課題	・新車購入時に設置しているため、全車設置までに期間を要す。 ・厳しい経営状況を鑑み新車の購入台数について、車両更新計画の見直しから全車両設置の見通しが遅れる。		
実施内容	新車を購入する際の装備品として、安全確認放送装置を取り付ける。	数値目標	経営改善を目的とした新車(ディーゼルバス)購入の凍結により設置予定なし。
	予定	実績	
上期			
下期			
定期的な取り組み			

【令和7年度評価】

評価	—	進捗状況・評価の説明	経営改善を目的とした新車（ディーゼルバス）購入の凍結により設置なし。	数値目標の達成状況	
次年度に向けて	経営改善を目的とした新車（ディーゼルバス）購入の凍結（R7～9）により設置予定なし。				

【備考】

※1 自転車・歩行者に対し、優しい音声でバスの接近をお知らせするシステムです。クラクションによる警告ではなく、声で注意を惹くことで事故やクレームの減少を目指します。（放送内容：♪キンコン 「バスにご注意ください」）
 安全確認放送装置については下記リンクよりご確認ください。
[仙台市交通局ウェブサイト「安全確認放送装置の設置」](#)

メーカー標準仕様による安全性能の向上システム
 ・令和元年度以降の車両には ドライバー異常時対応システム（EDSS） が付いています。

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組概要】

番号	1-1-バ6	分類	バス	担当課	輸送管理課		戦略	安全・安心の推進		年度	R7
取組	安全運行の確保				個別取組	バス停留所の安全性確保					
概要	バス停留所について、国土交通省東北運輸局、宮城県警察や道路管理者等の関係者で構成される「宮城県バス停留所安全性確保合同検討会」の場等で、全国的方針に基づき安全性の確保に努めています。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	バス停留所の状況確認・対応										
これまでの取組み状況	運輸支局等及び交通局が関係機関（宮城県警、道路管理者等）の協力を得て、安全上の優先度に応じたバス停留所安全対策についてランク付け（※1）し、移設を含めた代替地の選定、廃止の検討などを行い、バス停留所の安全性向上を図っている。										
	改善状況は以下のとおり										
	令和3年度	14か所／73か所									
	令和4年度	6か所／59か所									
	令和5年度	3か所／53か所									
	令和6年度	3か所／50か所									
令和7年度	0か所／47か所										

【年度計画及び実績】

課題	移設にあたっては、移設先地権者の了承を得られることが必要であり、場合によっては道路環境整備（横断歩道の移設等）が必要となる。		
実施内容	上記の課題を踏まえ、条件が整ったか所から適宜整備を進める。		数値目標 毎年5か所程度を目安とし調査及び対策を進める。
	予定		実績
上期	・4～6月 安全性の向上が必要なバス停留所の状況把握（現地確認等）しながら、隣接地権者や町内会など積極的にアプローチし、移設に向けた取り組みを行う。 ・7～9月 安全性の向上が必要なバス停留所を関係機関と共有し、ハード対策について代替地や予算面など関係機関と協議する。		
下期	・10～3月 現地確認等を行った結果や隣接地権者から了解が得られたバス停留所を移設する。		・10～3月 現地確認を行い、隣接地権者からの了承を得ることが出来ず対策を講じることが出来なかった。
定期的な取組み	・日々のバス停留所点検を行い、宮城県バス停留所安全性向上合同検討会に参加し、情報共有を図るとともに関係機関と継続的に協議を行う。 ・バス運転士に対し、危険なバス停の周知と、運転上も注意するように周知を行う。		・日々のバス停留所点検を行い、宮城県バス停留所安全性向上合同検討会に参加し、情報共有を図るとともに関係機関と継続的に協議を行った。

【令和7年度評価】

評価	△	進捗状況・評価の説明	安全性確保対策の解消に向け、取り組んでいるが移設先が見つからず、解消には厳しい状況である。	数値目標の達成状況	令和7年度の目標5に対し、0か所であった。 Aランク：0 Bランク：15 Cランク：32 累計のこり47か所
次年度に向けて	今後は、土地の借用や工事も視野に入れながら移設先を検討していく。				

【備考】

※1「安全上の優先度に応じたバス停留所安全対策についてランク付け」とは、下記の定義によりランク付されているものです。 ○優先度が高い順から、A（2か所）・B（25か所）・C（46か所）の計73か所となっています。 Aランク：バス停留所に停車した際に横断歩道に車体がかかる。過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生した。 Bランク：Aランク以外で、バス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲に車体がかかる。 Cランク：A、Bランク以外でバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲に車体がかかる。 A、Bランク以外で、地域住民の意見や各都道府県の実情に応じて抽出。 ○改善をおこなった内訳 R3改善 Bランク：7か所、Cランク：7か所 計14か所 R4改善 Aランク：1か所、Bランク：3か所、Cランク：2か所 計6か所 R5改善 Cランク：3か所 計3か所 R6改善 Aランク：1か所、Cランク：1か所 計2か所 ○バス停留所の安全性確保対策実施状況については下記リンクをご覧ください。 バス停留所の安全性確保対策について（外部サイトを表示します）	
---	--

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-地1	分類	地下鉄	担当課	安全推進課・総合指令所		戦略	安全・安心の推進		年度	R7
取組	安全運行の確保				個別取組	安全運行確保のための研修・訓練の実施					
概要	安全運行に必要なとなる知識、技術の習得や、危険感受性を高めるための訓練や研修等を実施するとともに、災害等の異常時に備えた訓練を定期的実施し、お客さまの安全の確保と職員の異常時対応能力向上に努めます（※1）。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	各種の異常時対応訓練（主に情報伝達訓練）及び研修等の実施					各種の異常時対応訓練（主に情報伝達訓練）及び研修等の実施					
					令和8年度以降の訓練及び研修等計画策定						
これまでの取組み状況	（◆1-2-地1、1-2-全1に関連記載あり） 【クロスロード研修】（※2） ・災害時の対応について柔軟な対応力を身に着ける取り組みを年間通じて実施し、職員の危機への判断能力向上及び安全意識の醸成に努めている。 【防災訓練/情報伝達訓練】 ・自然災害等異常時を想定した防災訓練及び情報伝達訓練を毎年実施し、有事の際の即応体制の確立を図り関係各課・関係機関との連携状況の確認を行っている。 ・車内傷害事件や計画運休など、様々な異常時を想定したブラインド化（※3）による情報伝達訓練を実施している。 【弾道ミサイル避難訓練】 ・Jアラート配信時におけるお客様への案内や駅への避難者に対する情報提供などの初動対応訓練を行っている。 【事故等事例振り返り・特別な日研修】 ・過去の事故事例等風化防止と安全意識（気づき）の向上を図るため、鉄道両部各課所において事故等事例振り返り「特別な日研修」研修を毎年実施している。 【計画運休】 ・お客様をはじめ国や県、市の関係部局及び商工会議所を含む関係する企業などへの情報発信を確実に伝えるよう、情報を公表するタイミングを定めた「タイムライン」の点検を行うとともに、より実効性を高めるために、毎年関係機関に直接伺い計画運休の考え方や休日の連絡方法等について打合せなどを行っている。 ・計画運休実施に係る広報について、市政だよりへの掲載やXで発信している。 ・台風等により全線での計画運休には至らない程度の被害発生が予想される場合の運行について、R6年度より鉄道両部で対応検討会を立ち上げ、運用や広報等の整理・取りまとめを行っている。 【進路構成訓練】 ・転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練を毎年実施している。 ・運行管理システム支障を想定した訓練（※4）を総合指令所にて毎年実施している。										

【年度計画及び実績】

課題	訓練ごとに効果的な訓練となるよう内容を検討する。		
実施内容	・仙台市交通局高速鉄道防災等に関する取扱要領及び仙台市交通局高速鉄道安全基本計画に基づき訓練を実施する。 ・担当者会議等において、実効性のある効果的な訓練方法を検討する。	数値目標	各種訓練を年間6回実施。
	予定	実績	
上期	・6月 転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練 ・7月 危機への判断能力向上研修（クロスロード研修） ・7月 計画運休対応マニュアルの確認	・6月11日 転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練を実施。 ・6月12～13日 転てつ器手回しによる進路構成訓練の伝達教習を実施。 ・7月 日常業務内で計画運休対応マニュアル及び豪雨災害に伴う要領変更等の確認を実施 ・8月26日 鉄道両部において台風による豪雨に伴う駅通過を想定した情報伝達訓練を実施。 ・8月27～29日 安全推進課職員より総合指令所職員に対しクロスロード研修を3回実施。	
下期	・10月 運行管理システム支障を想定した訓練 ・11月 冬期連絡体制確認訓練 ・11月 転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練 ・12月 鉄道総合防災訓練 ・12月 年末年始輸送安全総点検全体会議 ・12月 事故等事例振り返り・特別な日研修 ・危機への判断能力向上研修（クロスロード研修）	・10月22日他 運行管理システム支障を想定した訓練を3回実施。 ・11月21日 冬期連絡体制確認訓練及び除雪運転訓練を実施。 ・11月26日 転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練を実施。 ・12月2日 仙台市高速鉄道防災訓練を実施。 ・12月5日 年末年始輸送安全総点検全体会議を実施。 ・11～1月 事故等事例振り返り・特別な日研修として、各課所において研修及び意見交換を実施。 ・1月20～21日 安全推進課職員より電気課職員に対しクロスロード研修を2回実施。 ・2月18日 地下鉄車両内で不審者がナイフを取り出したことを想定した車内不審者対応訓練を県警と合同実施。	
定期的な取組み	危機への判断能力向上研修（クロスロード研修）の実施。		

【令和7年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	各種訓練は予定通り実施し、知識・技能及び異常時対応能力の向上を図ることができた。	数値目標の達成状況	予定していた年間6回以上の各種訓練を実施し、数値目標を達成した。
次年度に向けて	引き続き訓練や研修等を実施し、お客さまの安全の確保と職員の異常時対応能力向上に努める。				

【備考】

※1 地下鉄の安全・安心への取組みについては、下記リンクよりご確認ください。 仙台市交通局ウェブサイト「地下鉄の安全・安心への取組み」	
※2 クロスロード研修とは、災害時に他の仲間はどうに考えるか等、様々な意見や自分と異なる多様な価値観を参加者同士で共有することを目的とする研修。	
※3 令和3年10月に国土交通省により実施された「運輸安全マネジメント評価」において、マンネリ化対策の手法の一つとして総合指令所において定期的に実施しているシナリオを伏せたブラインド訓練を鉄道全体として導入することを『期待事項』として報告書に挙げられた。	
※4 運行管理システム支障を想定した訓練とは、通常地下鉄は運行管理システムにより自動進路制御で運行をしているが、故障等で支障が生じた場合を想定し、運転指令が運動制御盤を用いて手動で進路構成を行う訓練。	

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-地2	分類	地下鉄	担当課	運転課		戦略	安全・安心の推進		年度	R7
取組	安全運行の確保				個別取組	運転技術の向上					
概要	お客さまに安心して安全かつ快適な輸送を提供し、交通局への信頼を確保・向上するため、バス運転手及び地下鉄運転士の運転技術の向上を図ります。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定											
	効果的な指導検討・実施										
これまでの取組み状況	・乗務区によって添乗指導の評価基準が統一されてなかったため、両乗務区の乗務助役が意見交換を行い評価基準を統一した。 ・添乗指導実施後に再指導の対象となった運転士の改善状況を確認するための記録簿を新たに作成し、指導教育のポイントを絞り込み有責事故及び操作ミスの未然防止に取り組んでいる。 ・南北線新型車両3000系投入に合わせ、令和6年7～10月に運転士の習熟運転訓練を実施した。										

【年度計画及び実績】

課題	・運転技術の向上に向けて、運転士への効果的な指導方法について検討していく必要がある。		
実施内容	・指導時には記録簿を確認し、継続的な指導に努め、適切なフォローを実施する。 ・ヒヤリハット（気づき）情報などから、運転技術における課題を抽出し、技術向上に向けた定期教育訓練を実施する。	数値目標	全運転士に対し手動運転の技能保有状況の確認を年1回実施する。
	予定		実績
上期			・乗務助役の日勤添乗業務時に運転士に対し基本動作および手動運転時の制動操作について重点的に添乗指導を実施した。 ・上期については富沢乗務区37名、荒井乗務区23名の運転士に対して実施した。
下期			・乗務助役の日勤添乗業務時に運転士に対し基本動作および手動運転時の制動操作について重点的に添乗指導を実施した。 ・下期については富沢乗務区19名、荒井乗務区21名の運転士に対して実施した。
定期的な取組み	・乗務助役が日勤作業時における添乗指導を継続的に実施する。 ・全運転士に対し年1回、手動運転の技能保有確認を実施する。 ・再指導の対象となった運転士への指導教育と改善状況の確認を実施する。		・乗務助役が日勤作業時における添乗指導を継続的に実施した。 ・全運転士に対し年1回、手動運転の技能保有確認を実施した。 ・再指導の対象となった運転士への指導教育と改善状況の確認を実施した。

【令和7年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	・乗務助役の日勤添乗業務時に運転士に対し基本動作および手動運転時の制動操作について重点的に添乗指導を実施した。 ・令和7年度は富沢乗務区56名、荒井乗務区44名の運転士に対して実施した。	数値目標の達成状況	全運転士に対し技能保有確認を実施した。
次年度に向けて	・技能保有確認の目標は達成できたため、次年度も計画的に取り組む。 ・効果的な指導方法について検討し、具体的に実施できるように取り組む。				

【備考】

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-地3	分類	地下鉄	担当課	運転課	戦略	安全・安心の推進			年度	R7
取組	安全運行の確保				個別取組	職員の健康管理の推進					
概要	地下鉄運転士の健康状況を把握し、対面での指導等を行うことで、健康に起因する重大な事故を未然に防ぎます。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	健康状態の把握徹底										
これまでの取組み状況	・乗務助役が点呼時に地下鉄運転士の健康状態を確認している。 ・定期健康診断を確実に受診し、診断結果を基に所属長等が運転士の健康状態を把握するための面談を実施している。 ・毎年実施している視野検査について、最新の動力車操縦者身体検査マニュアル、他都市の状況を参考にしながら適切な検査方法及び実施時期を検討し、総務課と協議の上で身体検査医となる業者に検査内容について確認した。										

【年度計画及び実績】

課題	定期健康診断結果の他に、各種検診結果、SAS検査結果等を総合的に判断して健康状態を把握する必要がある。		
実施内容	・乗務助役が点呼時に地下鉄運転士の健康状態を確認する。 ・定期健康診断を実施する。 ・健康診断結果を基に運転士の健康状態を把握するため面談を実施する。		数値目標 ・所属長等が全運転士に対し年2回の面談指導を実施。 ・安全総点検時、幹部職員による点呼状況の確認（年1回）。
	予定		実績
上期	・深夜労働従事者診断 4月 - 結果表に基づき再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図る。		・深夜労働従事者診断を4月に実施した。 ・結果表に基づき6～7月に全運転士と面談を実施した。さらに再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図った。
下期	・定期健康診断 9月～10月 - 結果表兼健康管理名簿に基づき再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図る。 ・安全総点検時、幹部職員による点呼状況確認（12月～1月）する。		・定期健康診断を10月に実施した。 - 結果表兼健康管理名簿に基づき再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図った。 ・12月17日安全総点検時、幹部職員による点呼状況確認を実施した。
定期的な取組み	・点呼時の心身状態の確認を徹底する。 ・個人別適性検査結果を台帳で管理する。 ・隔週で看護師が各乗務区を訪問し血圧測定や健康相談を実施する。		・点呼時の心身状態の確認を徹底している。 ・個人別適性検査結果を台帳で管理している。 ・隔週で看護師が各乗務区を訪問し血圧測定や健康相談を実施している。

【令和7年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	・健康診断を4月・10月に実施し、その結果に基づき、全運転士とそれぞれ面談を実施した。 ・安全総点検時、幹部職員による点呼状況の確認を行った。 ・視野検査方法及び実施時期について、令和7年度より検査周期を変更の上（1年間に1回受験→2年間に1回受験）、実施することとした。	数値目標の達成状況	・所属長等が全運転士に対し年2回の面談指導を実施した。 ・安全総点検時、幹部職員による点呼状況の確認を行った。
次年度に向けて	健康診断の他、各種ドック、SAS検査結果を総合的に判断して今後も健康状態の把握に取り組む。				

【備考】

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組概要】

番号	1-1-地4	分類	地下鉄	担当課	経営企画課、営業課、安全推進課、駅務サービス課	戦略	安全・安心の推進	年度	R7	
取組	安全運行の確保				個別取組	マナー啓発や安全意識の醸成				
概要	「エスカレーターマナーキャンペーン」、「ベビーカーそのまま乗車キャンペーン」等各種マナー（※1）啓発活動を行い快適な空間を作るとともに、事故の未然防止を図ります。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	各種マナー啓発活動の実施									
	性犯罪被害防止啓発活動の実施									
これまでの取組状況	○快適な空間を作るための各種マナー啓発活動 <駅構内ポスター> ・車内への持込禁止物案内、「エスカレーター歩かず立ち止まろう」、「やめましょう歩きスマホ」 <駅構内放送等> ・「みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン」（春、秋） ・「エスカレーターの2列利用」（毎月2日・R5.8月～） ・「キャリアバック落下防止キャンペーン」（年2回・R5～） <タイアップによるマナー啓発> ・駅構内放送（芸能人吹替えマナー啓発（R3）、「仙台謎解きウォーク街に願いを」（R5.2～4、7～9月）、映画「キリエのうた」（R5.10月）） ・映画「バクテン！！」ポスター（R4） ・マイナビ仙台レディース：装飾、対面での呼びかけ（R6.2月、R7.2月・勾当台公園駅）（◆4-1-全5に関連記載あり） ・ペガルタ仙台：装飾（R6.5月・泉中央駅）（◆4-1-全5に関連記載あり） <その他> ・朝ラッシュ時におけるホーム整理及び啓発活動（仙台駅、勾当台公園駅、薬師堂駅（R5.4～5月）、青葉山駅（毎年4月）、五橋駅（R5.4月）） ・エスカレーター利用マナー調査（R4.12月、R5.5、7、12月、R6.10、12月、R7.12月・仙台駅、R5.8月・仙台市職員対象アンケート） ・エスカレーターマナー喚起ラッピングサイン（R5.7月～R6.10月・東西線仙台駅）、マナーアップ街頭キャンペーン（R5.7月、R6.3月、R7.5月・仙台駅）、フロアシート設置（R6.11月～・13駅、R7.10月～・14駅） ・中学3年生卒業おめでとうきつぷの配布によるマナー啓発（◆1-1-バ4に関連記載あり） ・盗撮抑止の新たな手法として、後方が確認できる特殊な鏡（盗撮防止ミラー）を東西線仙台駅構内上りエスカレーター（B4ホーム～B1東改札）の壁面3カ所に試行的に設置し、効果を検証した。（試行期間 R6.12～R7.3月）									
	○性犯罪被害防止のため、衣替え・受験の時期を「強化期間」として啓発活動を実施しているほか、所轄警察署と合同で性犯罪被害防止キャンペーンを行っている。さらに、宮城県警察と連携した警察官による駅構内の巡視にご協力いただいている。そのほか、全国の警察からの要請により駅構内監視カメラ記録映像の閲覧等（※2）に協力し駅構内における犯罪防止に取り組んでいる。									

【年度計画及び実績】

課題	・各種マナーについて、更なる浸透を図っていく必要があること。 ・下りエスカレーターで旅客のキャリアバックが落下し、他の旅客にぶつかる事故が発生していること。 ・痴漢、つきまといなどの迷惑行為が発生していること。 ・年度が変わると通学定期券を使用する人の世代が変わることから、継続的にマナー啓発の取組みを行っていく必要がある。			
実施内容	・駅構内における各種マナーの啓発活動を継続することでマナーの浸透を図る。 ・性犯罪被害防止のため、衣替えや受験の時期を「強化期間」として駅構内放送による啓発活動の実施。 ・キャリアバックによる受傷事故防止のため、啓発活動の実施。 ・宮城県警察と連携し、迷惑行為等の防止を図る。 ・エスカレーター利用マナーに関する街頭キャンペーンの実施。 ・ポスター掲示、構内・車内放送、街頭運動等、都度適時適切な方法の検討。 ・マナーに関するお客様のご意見について、局内共有を図り適宜対応検討。		数値目標	・性犯罪被害防止のため、「強化期間」として年1回以上啓発活動を実施。 ・エスカレーター利用マナーに関する街頭キャンペーンを年1回実施。
予定		実績		
上期	・4月 マナー啓発に係る新デザインの車内ポスター掲出開始（プロスポーツチームと連携）（◆4-1-地3に関連記載あり） ・5月 みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン ・5月 ベビーカー利用キャンペーン ・6月 「性犯罪被害防止啓発活動」の実施 ・7月 エスカレーター『歩かず立ち止まろう』キャンペーン ・7月 痴漢・盗撮等被害防止に向けたキャンペーン（鉄警隊・JR仙台駅と合同実施） ・8月 「キャリアバック落下防止キャンペーン」の実施		・4月21日～5月23日 みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーンを実施した。 ・5月1日～5月31日「ベビーカー利用に関するキャンペーン」駅構内放送及びテロップ。 ・5月23日～6月20日 ディズニー映画「リロ&スティッチ」タイアップ事業に係るエスカレーター利用マナー啓発放送を実施した。 ・5月27日 エスカレーターマナーアップ街頭キャンペーンを実施した。 ・6月1日～6月10日「性犯罪被害防止啓発活動」駅構内放送 ・7月17日「痴漢・盗撮被害防止に向けたキャンペーン」（鉄警隊・JR仙台駅と合同実施） ・7月22日～8月31日「エスカレーター『歩かず立ち止まろう』キャンペーンとして、東西線仙台駅乗換階に全国共通デザインのポスターを掲出した。 ・8月9日～8月17日「キャリアバック落下防止キャンペーン」駅構内放送及びテロップ	
下期	・10月 みやぎ高校生マナーアップキャンペーン ・11月 「やめましょう、歩きスマホ。」キャンペーン ・12月 「キャリアバック落下防止キャンペーン」の実施 ・1～2月 大学入学試験等に合わせた「性犯罪被害防止啓発活動」の実施 ・2月～4月 中学3年生卒業おめでとうきつぷの配布によるマナー啓発（◆1-1-バ4に関連記載あり） ・3月 交通局職員によるエスカレーター利用マナー街頭キャンペーン		・10月1日～10月30日「みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン」として、高校生によるマナー啓発駅構内放送。 ・10月21日～ 泉中央駅にエスカレーター左右両方乗車促進のためのエスカレーターフロアシート設置。 ・11月1日～11月30日 「「やめましょう、歩きスマホ。」キャンペーン」として、車内・駅構内にポスター掲出、本庁舎東側デジタルサイネージに放映用動画表示。 ・11月1日～11月30日 「ベビーカー利用に関するキャンペーン」駅構内・地下鉄車内放送及びテロップ表示を実施。 ・11月27日・28日富沢駅2番線の朝ラッシュ時間帯の混雑対策として、動線を見直し、整列乗車ラインを追加設置。 ・12月25日～1月4日「キャリアバック落下防止キャンペーン」駅構内放送・テロップ・ポスター掲出の実施 ・2月1日～2月26日大学入学試験等に合わせた「性犯罪被害防止啓発活動」駅構内放送・テロップの実施 ・1月31日～4月7日中学3年生卒業おめでとうきつぷの配布によるマナー啓発実施（◆1-1-バ4に関連記載あり）	
定期的な取組み	・駅係員による構内巡回及びマナー啓発活動の実施 ・警察官による駅構内の巡視 ・警察要請による駅構内監視カメラ記録映像の閲覧及びデータ提供の実施 ・エスカレーターフロアシート設置後の利用状況を注視し、継続的な取り組みの参考とする。		・12月 エスカレーター利用状況調査実施。 ・駅係員による構内巡回及びマナー啓発活動の実施 ・警察官による駅構内の巡視 ・警察要請による駅構内監視カメラ記録映像の閲覧及びデータ提供の実施	

【令和7年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	・各種マナー啓発活動は予定通り実施し、継続的な取り組みによる更なるマナーの浸透を図った。 ・お盆や年末年始の帰省時期に合わせた「キャリアバック落下防止キャンペーン」を実施し、落下防止事故は発生しなかった。 ・大学入試時期に合わせた「性犯罪被害防止キャンペーン」を実施し、警察協力のもと被害防止に取り組んだ。	数値目標の達成状況	・性犯罪被害防止のため、「強化期間」として年2回以上啓発活動を実施した。 ・予定していた年1回のエスカレーター利用マナーに関する街頭キャンペーン、年2回のキャリアバック落下防止キャンペーンを実施した。上記により、数値目標を達成した。
次年度に向けて	引き続き、各種マナー啓発活動を実施し、事故の未然防止に努める。				

【備考】

※1 ご利用時のマナーについては、下記リンクよりご確認ください。 仙台市交通局ウェブサイト【安全・安心への取組み ご利用時のお願い】	
※2 関係法令に基づき管理者が妥当であると認めた場合、駅構内監視カメラ記録映像の閲覧及びデータ提供を行います。	

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-地5	分類	地下鉄	担当課	電気課、富沢管理事務所、荒井管理事務所	戦略	安全・安心の推進	年度	R7	
取組	安全運行の確保				個別取組	安全運行にかかる装置等の設置・更新				
概要	地下鉄において、南北線ホーム柵の更新やレール摩耗等に応じたレール交換等（※1）を行い、安全性を確保します。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	【ホーム柵】定期部品交換									
	【南北線レール交換】摩耗量に応じた曲線部レール交換や経年劣化による締結装置等交換実施									
	【東西線レール交換】摩耗量に応じた急曲線部レール交換の実施									
これまでの取組み状況	【ホーム柵】									
	・交換を予定していた部品について計画通り交換した。									
	【レール交換】									
	令和3年度									
	・南北線において、レール交換を1か所、締結装置交換を6か所実施した。									
	・東西線において、レール交換を3か所実施した。									
令和4年度	令和4年度									
	・南北線において、レール交換を1か所、締結装置交換を4か所実施した。									
	・東西線において、レール交換を2か所実施した。									
	令和5年度									
	・南北線において、レール交換を3か所実施した。									
	・東西線において、レール交換を1か所実施した。									
令和6年度	令和6年度									
	・南北線において、レール交換を2か所、締結装置交換を2か所実施した。									
	・東西線において、レール交換を2か所実施した。									

【年度計画及び実績】

課題	【ホーム柵】 ・半導体不足や世界情勢の影響で交換部品の納期が長期化している。 【レール交換】 ・線路内では、経年により、線路内での様々な保守作業が増加していることから、工程調整に時間を費やしている。また、軌道材料は、購入から納入までに時間を要することから、敷設材料の劣化状態や摩耗状態を見極めつつ、施工平準化を見据えた計画的な材料手配や交換が必要である。 ・東西線については、比較的摩耗量が少ない曲線半径の大きい区間におけるレール交換計画の設定が課題となっている。					数値目標	【南北線レール及び締結装置交換】 ・レール交換を3か所実施する。 ・締結装置交換を2か所実施する。 【東西線レール交換】 ・レール交換を1か所実施する。
実施内容	【ホーム柵】 ・耐用年数に応じて定期的に部品を交換する。 ・定期点検時に見つかった劣化や不具合のある部品を交換する。 ・交換部品の納期について随時ヒアリングを行い、交換計画の見直しを行う。 【レール交換】 ・他の線路内作業との重複等が生じないように適切な工程調整を実施しながら進める。 ・令和7年度においては、前年度までの調査や定期検査結果に基づき、予定箇所の交換を実施する。						
	予定					実績	
上期	【ホーム柵】 ・4月 定期的な交換が必要な部品を整理し交換業務を発注する。 【南北線レール交換】 長町南～富沢（南行線）施工予定 ・9月 現場調査、施工計画 【東西線レール交換】 六丁の目～荒井（東行線）施工予定 ・7月 現場調査、施工計画 ・9月 レール交換実施 ・レール摩耗量の調査（急曲線部分以外のレール含む）					【ホーム柵】 ・8月 定期交換部品の交換業務委託を発注した（9月契約済み） 【南北線レール交換】 長町南～富沢（南行線） ・9月 現場調査、施工計画 【東西線レール交換】 六丁の目～荒井（東行線）施工完了 ・5月 現場調査、施工計画 ・6月 レール交換実施 ・7～9月 レール摩耗量の調査（本線）	
下期	【ホーム柵】 各駅のホーム柵の部品を交換する。 【南北線レール交換】 長町南～富沢（南行線）施工予定 ・10月 レール交換実施 泉中央～八乙女（北行線）施工予定 ・10月 現場調査、施工計画 ・11月 レール交換実施 北四番丁～勾当台公園（北行線）施工予定 ・12月 現場調査、施工計画 ・1月 レール交換実施 【南北線締結装置交換】 北仙台～北四番丁（南行線、北行線の2箇所）施工予定 ・12月 現場調査、施工計画 ・1月～2月 南行線、北行線の締結装置交換実施 【東西線レール交換】 ・レール摩耗量の調査（急曲線部分以外のレール含む）					【ホーム柵】 各駅のホーム柵の部品を交換した。 【南北線レール交換】 泉中央～八乙女（北行線） ・10月 現場調査、施工計画 ・10～11月 レール交換実施 北四番丁～勾当台公園（北行線） ・12月 現場調査、施工計画 ・1月 レール交換実施 長町南～富沢（南行線） ・2月 レール交換実施 【南北線締結装置交換】 北仙台～北四番丁（南行線、北行線の2箇所） ・11月 現場調査、施工計画 ・12月～2月 南行線、北行線の締結装置交換実施 【東西線レール交換】 ・12月 レール摩耗量の調査（側線）	
定期的な取組み	【ホーム柵】 定期的な点検を行い、劣化した部品を交換する。 交換部品の納期を調査し、必要に応じ交換計画を見直す。 【南北線レール交換】 ・レール摩耗量の定期検査（※2） 【東西線レール交換】 ・レール摩耗量の定期検査（※2）					【ホーム柵】 ・定期的な点検を行い、劣化した部品を交換した。 ・交換部品の納期を調査し、必要に応じ交換計画を見直した。 【南北線/東西線レール交換】 ・レール摩耗量の定期検査（※2）	

【令和7年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	【ホーム柵】 ・計画通り定期交換部品の交換業務委託を発注・契約し、定期的な点検を行いホーム柵の不具合に対しても適切に対応した。 【南北線レール及び締結装置交換】 ・計画通りレール交換3か所と締結装置交換2か所を実施した。 【東西線レール交換】 ・計画通りレール交換1か所を実施した。摩耗量調査結果をレール交換計画に反映できた。	数値目標の達成状況	【南北線レール及び締結装置交換】 ・レール交換を3か所実施した。 ・締結装置交換を2か所実施した。 【東西線レール交換】 ・レール交換を1か所実施した。
次年度に向けて	【ホーム柵】 ・交換部品の納期について随時ヒアリングを行い、必要に応じて交換計画の見直しを行う。 【南北線ホーム柵の更新方法等について検討を行う。 【南北線・東西線レール交換等】				

【備考】

※1 各施設・設備の保守状況については下記リンクをご覧ください。 「仙台市交通局ウェブサイト」施設・設備の維持管理	
※2 レール摩耗量の定期検査については、仙台市高速鉄道土木実施基準及び同軌道施設に関する実施細目に基づき、適切な検査周期で実施しています。	